

寄託契約の解除により契約期間が終了をした
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

税務署
受付印

令和__年__月__日

税務署長

〒

申請者 住所 _____
(寄託相続人)

氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の6の7第2項第2号に規定する寄託契約を行った下記の特定美術品については、令和__年__月__日に寄託先美術館の設置者からの契約の解除寄託契約の更新を行わない旨の申出による寄託契約の終了があり、同日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、当該特定美術品を寄託する見込みです。ついては、同条第4項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の7の7第16項の規定により承認申請します。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所	氏名
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日	令和__年__月__日	

2 特定美術品に関する事項

① 名称	
② 員数	
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録有形文化財
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日 年 月 日
	記号・登録番号

(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

3 寄託先美術館に関する事項

① 名称	
② 所在地	

4 新たな寄託先美術館に関する事項

① 名称	
② 所在地	
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和__年__月__日

(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

(裏)

記載方法等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託契約の契約期間の終了（寄託先美術館の設置者からの契約解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものに限ります。）した場合に、寄託契約の終了の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、寄託先美術館の設置者にその特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、寄託契約の契約期間が終了の日から1月以内^{※1}です。

また、この申請書には、「寄託先美術館からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること」及び「契約期間が終了した年月日」を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）を添付して提出してください。

※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その寄託契約の終了の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。